平成２９年（フ）第１２７号
大阪府泉南市信達牧野1234番地Ｂ－２号
債務者　瀬戸　　励
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１３８号
大阪府泉佐野市日根野2287番地の６
債務者　西村　隆俊
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１６１号
大阪府泉南市樽井７丁目13番32―106号
債務者　柳澤　良誉
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１７７号
大阪府泉南郡熊取町朝代東２丁目５番４―105号
債務者　吉永　裕一
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１８３号
大阪府岸和田市別所町３丁目15番７―105号、前住所大阪府岸和田市土生町4197番地㈱新和宿舎Ｃ13号
債務者　中川日出夫
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１８４号
大阪府泉大津市東豊中町１丁目10番８号
債務者　山崎　卓哉
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１８７号
大阪府泉南市岡田３丁目８番15号アベニールワン205号
債務者　金子　　修
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１８８号
大阪府和泉市黒鳥町140番地の１
債務者　三上　永子
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１９２号
大阪府泉佐野市鶴原502番地６―104
債務者　東　　顯
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１９３号
大阪府泉大津市千原町２丁目９番12号
債務者　歌川　忠一
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２０３号
大阪府泉南市男里３丁目７番15号
債務者　辻　　力江（旧姓森）
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１１６号
熊本県宇土市松山町1471番地24　カラーズタウンＤ－５
債務者　米原　貴雄
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１４号
熊本県八代市松崎町177番地２（Ｉ101）、前住所熊本県八代市鏡町鏡村1091番地１（105）
債務者　上野佳代子
1　決定年月日時　平成29年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２９年（フ）第１１４号
北海道亀田郡七飯町字峠下634番地３
債務者　阿部　　清
1　決定年月日時　平成29年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１１５号
函館市千歳町16番６号
債務者　工藤　久壽
1　決定年月日時　平成29年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第２０号
山形県天童市北久野本４丁目１番28号
債務者　村山　和美（旧姓城戸口）
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２３号
山形市東山形２丁目10番26号　グリーンヒルズＢ　101号
債務者　佐藤きみ子（旧姓安孫子）
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３８号
山形県東根市神町北２丁目19番７－５号
債務者　縄野　美穂
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
山形地方裁判所民事部